

制度参加変更手続の見直し等に伴う  
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 25 年 1 月 8 日  
株式会社 証券保管振替機構

1. 改正趣旨

当機構が運営する株式等振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、外国株券等保管振替決済制度及び決済照合システムへの届出内容の変更手続（以下「制度参加変更手続」という。）及び書類の提出方法について、制度間での取扱いの相違及び手続の重複等から生じる制度参加者の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行うこととし、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）、株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）及び株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則（以下「システム利用規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 発行代理人等による当機構への書類提出方法等の電磁化

これまで Target 保振サイト（以下「Target」という。）の利用を任意としていた発行代理人、支払代理人及び資金決済会社においても、当機構への制度参加変更手続の書類や業務上の書類等の提出並びに当機構による発行代理人、支払代理人及び資金決済会社への通知について、Target を利用して行うこととする。

（規程第 288 条、規則第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 34 条、第 360 条等）

(2) 間接口座管理機関の承認申請に係る手続の一部見直し

間接口座管理機関の承認申請に係る手続について、申請者が当機構に提出する間接口座管理機関承認申請書に上位機関による確認印の押印を必要としている取扱いを廃止し、代わりに、当該上位機関は、当該申請者が承認申請を行うことについての所定の届出書を、Target を利用して提出することとする。

（規則第 16 条第 5 項）

(3) Target によるシステム関連書類の授受

これまで電子メール等を利用して行っていた制度参加者から当機構へのシステム関連の届出書の提出について、Target を利用して行うこととする。また、提出された届出書を基に機構システムに設定した内容の制度参加者への通知についても、Target を利用して行うこととする。

（システム利用規則第 2 条、第 3 条等）

(4) 代表者代理人の一部廃止

当機構への書類提出方法の電磁化に伴い、現在、制度参加形態ごとに届け出ている代表者代理人のうち、発行者、指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人、資金決済会社及び受託会社について、代表者代理人の取扱いを廃止する。

（規則第 3 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 10 条の 2）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行う。

(規程第 34 条、規則第 14 条、第 16 条第 2 項、第 17 条、システム利用規則第 17 条等)

### 3. 施行日

平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上